

平成30年大川市農業委員会第1回総会議事録

1. 開催日時 平成30年1月10日(水)
開 会 午前9時30分から午前11時10分まで

2. 開催場所 大川市役所 第1委員会室(3階)

3. 出席委員(15人)

会 長 田中 博文

1 番	柿添	博文	9 番	辻	正光
2 番	井口	久美子	10 番	吉川	康則
3 番	龍	靖男	11 番	梅崎	正道
4 番	江崎	重俊	12 番	志牟田	文彦
5 番	中村	博満	13 番	津村	浩二
6 番	貞苅	謙二	14 番	宮原	晶彦
7 番	植木	幸治	15 番	田中	博文
8 番	古賀	林允			

4. 欠席委員(0人)

5. 傍聴人(0名)

6. 付議議題

議案第1号	農地法第3条許可申請について
議案第2号	農地法第5条許可申請について
議案第3号	大川市農用地利用集積計画について
報告第1号	農地法第18条第6項通知について
報告第2号	使用貸借の合意解約届出書について
報告第3号	農地改良届について

7. 事務局

局長 柿添 量之 次長 相川 曜一 職員 高良 崇史

8. 会議の概要

(開会)

事務局 みなさん、おはようございます。定刻となりましたので、ただいまから平成30年第1回大川市農業委員会総会を始めさせていただきます。

総会の定足数につきまして、ご報告いたします。農業委員会の在任委員15名中、14名の出席で定足数に達していますので、総会が成立していることをご報告いたします。なお、1番の柿添委員から、少し遅れるとの連絡がありましたので併せてご報告いたします。

それでは、議事規則第4条の定めにより、会長より議長を務めていただきます。よろしくお願いいたします。

議 長 本日、ここに平成30年第1回大川市農業委員会を招集しましたところ、委員各位には公私とも、ご多忙の折にもかかわらず、ご参集くださいまして誠にありがとうございました。それでは、出席委員は、定足数に達しておりますので、これから、本日の会議を開きます。

それでは、議事に入りますが、議事進行上、発言される時は挙手をし、議長の許可を受けてから、議席番号、氏名を告げて発言をお願いします。

最初に、議案第1号農地法第3条の許可申請についてを議題といたします。

1番から2番について審議をお願いします。

職員に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 (議案の朗読及び説明)

1番については、譲渡理由が農業廃止のためであります。下限面積等の許可要件を満たしていますので、許可することに問題はないと考えます。

2番についても、譲渡理由が農業廃止のためであります。下限面積等の許可要件を満たしていますので、許可することに問題はないと考えます。

1番から2番についてご審議をお願いいたします。

議 長 職員の議案の朗読及び説明が終わりました。

それでは、1番についてご意見、ご質疑等ございませんか。

(「なし」という者あり)

議 長 他に、ご意見等なしと認めます。

ただいまから採決いたします。

1番の許可申請について、許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。

(全員挙手する)

議 長

挙手全員であります。

よって、1番は申請どおり許可することに決しました。

それでは、2番についてご意見、ご質疑等ございませんか。

(「なし」という者あり)

議 長

他に、ご意見等なしと認めます。

ただいまから採決いたします。

2番の許可申請について、許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。

(全員挙手する)

議 長

挙手全員であります。

よって、2番は申請どおり許可することに決しました。

以上で、議案第1号農地法第3条の許可申請についての審議を終わりました。

次に、議案第2号農地法第5条の許可申請についてを議題といたします。

1番から10番について、審議をお願いいたします。

1番から2番、4番から8番については、関連がありますので一括審議をお願いします。

職員に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局

(議案の朗読及び説明)

1番から2番については、転用目的が駐車場であります。

申請地の農地区分は「都市計画法上の用途地域」である第3種農地であります。第3種農地の転用は「原則許可」ですので、立地基準を満たしていると考えられます。

資金については残高証明書で確認し、隣接農地からも承諾を得ていることや被害防除として擁壁及びコンクリートブロックを設置することから、周辺の農地に支障が生じるおそれもないと考えられます。

3番については、転用目的がグループホームであります。

申請地の農地区分は「都市計画法上の用途地域」である第3種農地であります。第3種農地の転用は「原則許可」ですので、立地基準を満たしていると考えられます。

資金については残高証明書で確認し、隣接農地からも承諾を得ていることや被害防除としてコンクリートブロックを設置することから、周辺の農地に支障

が生じるおそれもないと考えられます。

4番から8番については、転用目的が倉庫、事務所及びカーポートであります。

申請地の農地区分は「都市計画法上の用途地域」である第3種農地であります。第3種農地の転用は「原則許可」ですので、立地基準を満たしていると考えられます。

資金については融資証明書で確認しています。申請地は道路及び水路に囲まれています。北側水路の対岸農地の所有者からも同意を得ているとのことですので、周辺の農地に支障が生じるおそれもないと考えられます。

また、4番から8番については、開発許可が必要となりますが、12月13日に開発行為調整会議を行い、申請についても進行中とのことです。

9番については、転用目的が一般住宅であります。

こちらは、平成29年5月8日付で農振除外の決定がされています。

申請地の農地区分は「特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地」である第1種農地であります。第1種農地の転用は「原則不許可」ですが、今回の申請は、不許可の例外の「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、立地基準を満たしていると考えられます。

資金については残高証明書及び融資証明書で確認し、隣接農地からも承諾を得ていることや被害防除としてコンクリートブロックを設置することから、周辺の農地に支障が生じるおそれもないと考えられます。

10番については、転用目的がコンクリート製造工場であります。

こちらは、平成29年5月8日付で農振除外の決定がされています。

申請地の農地区分は「10ha以上のまとまりのある農地」である第1種農地であります。第1種農地の転用は「原則不許可」ですが、今回の申請は、不許可の例外の「隣接する土地と一体として同一事業の用に供するものであって、当該事業の目的を達成する上で当該農地を供することが必要である場合」に該当するため、立地基準を満たしていると考えられます。

資金については残高証明書及び融資証明書で確認し、隣接農地からも承諾を得ていることや被害防除としてコンクリートブロックを設置することから、周辺の農地に支障が生じるおそれもないと考えられます。

また、10番については、開発許可が必要となりますが、12月25日に開発行為調整会議を行い、申請についても進行中とのことです。

以上のことから、1番から10番について、立地基準及び一般基準ともに満たしていると思われるので、ご審議をお願いいたします。

議 長 職員の議案の朗読及び説明が終わりました。
それでは、1 番から 2 番について、地元委員さん補足説明はございませんか。

古賀委員 1 番から 2 番について補足説明いたします。
詳細は事務局から説明があったとおりです。申請地内にある水路の払下げに伴い、隣接農地の排水ができなくなるのではないかと心配しています。それ以外については、特に問題ないと思いますのでご審議をお願いします。

議 長 その点について、事務局からの意見はありますか。

事務局 古賀委員からご指摘のあった隣接農地の排水についてですが、申請地内にある水路とは別にもう 1 箇所排水管がありますので、排水については問題ないと思います。クリーク課に水路の払下申請がされていますので、関係者の同意等についても総会后確認したいと思います。

議 長 わかりました。排水について現地の再確認と、払下に伴う関係者の同意について確認しておくようお願いします。

事務局 わかりました。

議 長 次に、その他の委員さん、ご意見、ご質疑等ございませんか。
（「なし」という者あり）
他に、ご意見等なしと認めます。
ただいまから、採決いたします。
1 番から 2 番の許可申請について、許可意見を付すことに賛成の委員の挙手をお願いします。
（賛成 14 人、反対 1 人）

議 長 挙手多数であります。
よって、1 番の許可申請について、許可意見を付すことに決しました。
それでは、3 番について地元委員さん補足説明ございませんか。

宮原委員 3 番について補足説明いたします。
詳細は事務局から説明があったとおりです。現地を確認したところ、特に問

題ないと思いますのでご審議をお願いします。

議 長 次に、その他の委員さん、ご意見、ご質疑等ございませんか。

辻委員 転用目的がグループホームであり、車の出入りがあると思いますが、申請地東側の道路が狭いように思われます。道路幅はどのくらいあるのですか？

事務局 平成27年度末に地元の方からの協力を得て、道路の拡幅工事を行っているため、現在は道路幅が5m以上となっております。

辻委員 わかりました。

議 長 次に、その他の委員さん、ご意見、ご質疑等ございませんか。

（「なし」という者あり）

他に、ご意見等なしと認めます。

ただいまから、採決いたします。

3番の許可申請について、許可意見を付すことに賛成の委員の挙手をお願いします。

（全員挙手する）

議 長 挙手全員であります。

よって、3番の許可申請について、許可意見を付すことに決しました。

それでは、4番から8番について地元委員さん補足説明ございませんか。

梅崎委員 4番から8番について補足説明いたします。

詳細は事務局から説明があったとおりです。現地を確認したところ、特に問題ないと思いますのでご審議をお願いします。

議 長 次に、その他の委員さん、ご意見、ご質疑等ございませんか。

（「なし」という者あり）

他に、ご意見等なしと認めます。

ただいまから、採決いたします。

4番から8番の許可申請について、許可意見を付すことに賛成の委員の挙手をお願いします。

（全員挙手する）

議 長 挙手全員であります。
よって、4番から8番の許可申請について、許可意見を付すことに決しました。
それでは、9番について地元委員さん補足説明ございませんか。

龍委員 9番について補足説明いたします。
詳細は事務局から説明があったとおりです。現地を確認したところ、特に問題ないと思いますのでご審議をお願いします。

議 長 次に、その他の委員さん、ご意見、ご質疑等ございませんか。
（「なし」という者あり）
他に、ご意見等なしと認めます。
ただいまから、採決いたします。
9番の許可申請について、許可意見を付すことに賛成の委員の挙手をお願いします。
（全員挙手する）

議 長 挙手全員であります。
よって、9番の許可申請について、許可意見を付すことに決しました。
それでは、10番について地元委員さん補足説明ございませんか。

津村委員 10番について補足説明いたします。
こちらは、昨年から協議しております三重津海軍所跡地のバッファゾーン内の案件であり、前委員の古川敬次郎氏にも詳しくお話を伺っております。現在、大野島にある大川生コンの工場が住宅地に隣接した場所にあり、工場への大型車両の通行で近隣住民に振動や騒音などで迷惑をかけている状況であり、今回の移転により、地域住民が安心して生活できるとともに、大川生コンの経営者も移転を喜んでいると聞き及んでいます。詳細は事務局から説明があったとおりです。現地を確認したところ、特に問題ないと思いますのでご審議をお願いします。

議 長 次に、その他の委員さん、ご意見、ご質疑等ございませんか。
なお、この案件は、皆さんもご承知のとおり、昨年より協議している三重津海軍所跡地のバッファゾーン内であり、昨年12月の総会後の協議会でも様々

な意見等が出たところであります。

辻委員 先月の協議会でも発言しましたが、この案件は立地基準上、農振法上及び農地法上、除外及び転用可能であるとの判断のもと法的に進めてきたもので、転用妥当と判断し認める以外ないと考えます。

吉川委員 これまでの協議の中で発言してきたとおり、バッファゾーンについては法的な規制もなく、転用は妥当と考えます。

古賀委員 農業委員会がこの案件を無条件に転用妥当とした場合、バッファゾーンに係る佐賀市や国などから何か言ってくるのではないですか。つまり、圧力等がかかってくることはないのですか。

事務局 今後の詳しい状況は分かりませんが、何か言ってくることはあっても、あくまで、農業委員会の審議は農地法上の判断になりますので、圧力がかかることはないと思います。ただ、この案件は世界遺産三重津海軍所跡地のバッファゾーン内の農地であるため、景観等に配慮した建設も必要であると思います。

古賀委員 このバッファゾーンには、高さ制限とか規制はあるのですか。

事務局 規制はありませんが、高さについては、農振除外時の計画より低くなっているようです。

龍委員 この案件については、三重津海軍所跡地のバッファゾーン内ということで、これまでに様々な意見等が出ていますが、農業委員会として何らかの付帯意見を付けて県にお願いしたらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

宮原委員 私も、世界遺産を取り巻く環境や景観を保護するバッファゾーン内の農地転用でありますので、県に付帯意見を付けてお願いしたらどうかと思います。

会 長 本日の総会での委員の皆さんの発言だけではなく、これまで協議してきた経緯を私なりに判断し、農業委員会として付帯意見を付けて県に進達することにしたいと思います。なお、具体的な文案については、私と事務局に一任していただきたいと思います。

次に、その他の委員さん、ご意見、ご質疑等ございませんか。

（「なし」という者あり）

他に、ご意見等なしと認めます。

ただいまから、採決いたします。

10番の許可申請について、付帯意見を付けて許可意見を付すことに賛成の委員の挙手をお願いします。

（全員挙手する）

議 長

挙手全員であります。

よって、10番の許可申請について、許可意見を付すことに決しました。

以上で、議案第2号農地法第5条の許可申請についての審議を終わりました。

次に議案第3号大川市農用地利用集積計画についてを議題といたします。

職員に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局

（議案の朗読及び説明）

議 長

職員の議案の朗読及び説明が終わりました。

それでは、ご意見、ご質疑等ございませんか。

（「なし」という者あり）

議 長

他に、ご意見等なしと認めます。

ただいまから採決いたします。

農用地利用集積計画について、賛成の委員の挙手をお願いします。

（全員挙手する）

議 長

挙手全員であります。

よって、農用地利用集積計画は計画のとおり決定されることに賛成の意見を付することに決しました。

以上で、議案第3号大川市農用地利用集積計画についての審議を終わりました。

次に報告第1号農地法第18条第6項の通知についてを議題といたします。

職員に報告の朗読及び説明をいたさせます。

事務局

（議案の朗読及び説明）

議 長 職員の報告の朗読及び説明が終わりました。
みなさん、ご質疑等ございませんか。
（「なし」という者あり）
他に、ご意見等なしと認めます。
以上で、報告第1号を終わります。
次に報告第2号使用貸借の合意解約届出書についてを議題といたします。
職員に報告の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 （議案の朗読及び説明）

議 長 職員の報告の朗読及び説明が終わりました。
みなさん、ご質疑等ございませんか。
（「なし」という者あり）
他に、ご意見等なしと認めます。
以上で、報告第2号を終わります。
次に報告第3号農地改良届についてを議題といたします。
職員に報告の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 （議案の朗読及び説明）

議 長 職員の報告の朗読及び説明が終わりました。
みなさん、ご質疑等ございませんか。
（「なし」という者あり）
他に、ご意見等なしと認めます。
以上で、報告第3号を終わります。
以上で審議を終わりました。
次に、署名委員を氏名いたします。
13番 津村 浩二 委員
14番 宮原 晶彦 委員
を指名いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
（「異議なし」という者あり）

議 長 ご異議なしと認めます。よって、左様決しました。
以上で、第1回大川市農業委員会総会を閉会致します。